



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## ミャンマー連邦共和政府

### 労働省

通知番号 2/2012

ビルマ暦 1373 年 2 月満月前 6 日

(2012 年 4 月 26 日)

労働省は労働者紛争解決法、第 59 条(a)項に基づき与えられた権利を利用し、連邦政府の許可を得て以下の規則を制定する。

### 第 1 章

#### 表題及び定義

1. この規則を労働者紛争解決規則と呼ぶものとする。
2. この規則に含まれる表現は、労働者紛争解決法に付加された意味を有するものとする。但し、次の表現も以下で付加される意味を有するものとする。
  - (a) 「**法律**」とは労働者紛争解決法を意味する。
  - (b) 「**賠償金**」とは経済的、金銭又は原材料問題などを原因とした労働力の減少、ロックアウト、雇用条件又は協定書の規定に雇用主が違反すること、現行労働法、規則、手続などに違反した場合の停職又は解雇のため、雇用主が労働者に対して与える金額を意味する。
  - (c) 「**給付金**」とは現行労働法、規則、命令、指示、審理委員会、又は審議会の審判及び同意契約により雇用主が労働者に支払う金額も含む。
  - (d) 「**調停委員**」とは調停委員会の委員である会長、秘書及び委員を意味する。
  - (e) 「**審理委員**」とは審理委員会の委員である会長、秘書及び委員を意味する。
  - (f) 「**様式**」とはこの規則で規定した様式を意味する。

### 第 2 章

#### 労働者問題調整委員会

3. 調整委員は
  - (a) 20 歳に達した者でなければならない。
  - (b) 労働者の代表として、関連する事業の社員として少なくとも、職歴を 6 ヶ月有する者でなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (c) 雇用主の代表として、関連する事業を営んでいる者でなければならない。  
ない。
4. 調整委員会を構成する場合、参加する代表労働者の人数は、
    - (a) 労働者全員が労働組織の委員である企業、又は労働者全員の50%又はそのパーセントより少ない労働組織の委員の場合、その企業の各労働組織から代表者2名ずつでなければならない。
    - (b) 労働者全員の50%以上の労働者組織の委員ではない者がいる企業の場合、その企業の労働者組織数、及びその数の通り労働者委員ではない者の代表者の総数でなければならない。
    - (c) 労働者組織がない企業の場合、その企業の労働者が選挙する労働者の代表者2名でなければならない。
  5. 調整委員会を構成する時に参加する雇用主代表者の数は、
    - (a) 労働者組織がある企業の場合、その企業に参加出来る権利がある労働者代表の数のおりでなければならない。
    - (b) 労働者組織がない企業の場合、2名でなければならない。
  6. 労働者30名及びこれ以上勤務している企業は、総合協約を調整するために、雇用主は調整委員会を構成して、様式(1)で、調整委員の名簿を作成して14日以内に、関連の調停委員会に送付しなければならない。調整委員の名簿が変更する場合、事前に以上のおり編集して送付しなければならない。
  7. 調整委員会は、労働者又は労働者組織の側、又は雇用主の側から提出した交渉提案について調整する場合、実行状況について様式(2)で解決記録を作成して、その解決記録を関連する調停委員会に7日以内に送付しなければならない。
  8. 労働者が30名未満である企業の場合、調整委員会がない場合でも、損害のための労働者の交渉について、雇用主が労働者代表と調停して様式(2-A)で解決記録を作成しなければならない。雇用主は、その解決記録を関連の調停委員会が要求する場合、送付しなければならない。
  9. 労働者又は労働者組合側、又は雇用主の側の交渉について調整委員会に調整する場合で解決出来ないときは、雇用主又は労働者は関連の調停委員会に様式(3)で申し立てすることができる。

### 第3章

#### 紛争調停委員会



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

10. 調停委員は、
  - (a) 21歳に達した者でなければならない。
  - (b) 労働者の問題等に経験がある者でなければならない。
  - (c) 道徳の良い者でなければならない。
11. 調停委員会は、
  - (a) 紛争を承知した日、又は、受理する日から祝日をのぞき3日以内に調停しなければならない。
  - (b) 第(a)に基づき3日以内で解決しない場合、双方が解決するため請求するとき、和解に至るまで調停をすることができる。
  - (c) 紛争を労働協約又は労働総協約、又は現行労働法に従って調停しなければならない。労働協約がない場合、現行労働法に従って調停しなければならない。
  - (d) 和解することができた場合、様式(4)に記述した通り、双方同意契約に署名して、その契約を関連の紛争者、地域企業及び労働者法調査管理局に送付しなければならない。
12. 調停委員会は紛争を解決する場合、
  - (a) 和解できない個人紛争について、管轄権の有る裁判所に提出できることを紛争者に通知しなければならない。
  - (b) 和解できない集団紛争について、様式(4)に記述する通り集団紛争報告書を案件とともに関連ある紛争調停判官委員会に祝日を除くほか以外2日間以内に提出しなければならない。
13. 調停委員会は、紛争調停に関連する登録様式(6)で記録しなければならない。

## 第4章

### 紛争解決審理委員会

14. 紛争解決審理委員は、
  - (a) 25歳に達する者でなければならない。
  - (b) (1) 会長は、法律と関連のある経験がある者、又は労働者問題についての経験がある者でなければならない。  
(2) 雇用主の組織又は労働者組織から賛成する名簿から選挙された者は、関連の仕事に経験が有る者でなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (c) 道徳の良い者でなければならない。

15. 紛争解決審理委員会は紛争について、

- (a) 紛争調停委員会から渡した紛争案件を法律の定期間以内に審判して、判断すること。定期期間内に判断できない場合、審理評議会に延長を要求することができる。
- (b) 紛争案件を受け取った時、審判するため、第(16-a)項(2)号及び(3)号に基づき、各々が参加する3名でグループを構成しなければならない。
- (c) 紛争と関連の請求書、反論書などを決められた日に紛争者が提出すること、そのように提出する提案、反論書などを提出する前に、紛争者が互いに送付すること、又は請求書、反論書を送付するため様式⑦で通知しなければならない。
- (d) 紛争者の請求書、反論書と共に、それらの証拠として提出する契約、原文などを同時に提出する必要があることを表現して審判されるために呼び出す場合、様式⑧に従い通知しなければならない。

16. 法律 15 第(b)項に基づき構成されたグループは、

- (a) 召喚状は有効だが、紛争を審判する日に召喚された者が3回以上欠席した場合、又は住所が見つからないため召喚状が有効にならない場合、請求者を排除して紛争を審理評議会所の承認をもって廃止できる。
- (b) 召喚状が有効だが、紛争を審判する日に召喚された者が3回以上欠席した場合、又は住所が見つからないため召喚状が有効にならない場合、召喚された者なしに、紛争を一方的に審判できる。
- (c) 紛争者の弁護士により定まった条件に従い案件を遂行することができる
- (d) 紛争事件では次のことが行われる。
  - (1) 調停委員会が渡された案件を受け取り、調査すること。
  - (2) 証人を召喚すること。
  - (3) 書類及び物を提出するため要求すること。
  - (4) 証人尋問をすること。
  - (5) 書類及び証拠品を受け取ること。
  - (6) 紛争を調査する日を変更すること。
  - (7) 必要である場合、関連ある官庁を調査すること。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (e) 紛争者及び承認を経た後、紛争者が主張する希望がある場合、労働者側の代表者1名及び雇用主側の代表者1名の主張につき許可することができる。
- (f) 結論前に、紛争者双方が和解する希望を提出する場合、関連の調停委員会の前で、双方同意契約様式(4)を結んで、紛争案件を審理委員会の合意の下、取り下げることができる。
- (g) 審理された案件を審理委員会に提出しなければならない。

17. 審理委員会は、

- (a) 紛争事件を審判する場合、グループが調査した証言、又は紛争が生じた法律的問題を主として、必要である場合、以前の紛争事件の解決した実例を検討してから判決しなければならない。
- (b) 紛争事件を審判する場合、承認した条件以外審判することはできない。審理委員の多数の合意で審判しなければならない。
- (c) 紛争事件を審判する場合、審判に委員長及び審理委員会の全ての委員が署名しなければならない。そのように署名した上、改正してはいけない。
- (d) 審理委員会の審理様式(9)を関連ある紛争者に審判した日から祝日を除くほか2日以内に、送付しなければならない。

18. 委員長、又は委員の1名がある理由で紛争事件を継続して審理することができない場合、第17-a項に基づき、代理人を任用しなければならない。そのように任用された者は、その紛争事件を初めて審理する時に任用されたと意識し、紛争事件を継続して審理することができる。

19. 審理委員会の審判は、不可欠のサービス業と関わらない審判の場合、その審判を受けて不服であっても、法律に従ってロックアウト又ストライキをすることを希望しない者は、審理評議会の審判を受けるために、様式(10)で提出できる。そのように一方が提出する場合、他方も審理評議会の審判を受けなければならない。

## 第5章

### 紛争解決審理評議会

20. 審理評議委員は、

- (a) 30歳に達する者でなければならない。
- (b) 法律関連の経験がある者、又は労働者問題、関連のある企業に経験がある者でなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (c) 雇用主及び労働者が利益を平等に得られる者でなければならない
  - (d) 道徳の良い者でなければならない。
21. 下記のような者は審理評議会に参加できない。
- (a) 現在勤務中の公務員。
  - (b) 雇用主組織の委員で、ある企業を所有している者、管理者、雇用主組織で実行委員として勤務している者、又は審理評議会を構成する前12ヶ月以内にその組織で勤務した者。
  - (c) 労働者組織の委員、労働者組織に実行委員として勤務している者、又は審理評議会を構成する前12ヶ月以内にその組織に勤務した者。
22. 審理評議会は受理した紛争事件を審理するために、
- (a) 法律第19条b項に規定された者の中から、紛争事件が生じた雇用主側から代表者1名を委員と、法律第19条c項に規定された者の中から紛争事件が生じた労働者の側から代表者1名を委員とし、法律第19条a項に規定された者の中から、第b項及びc項により選択された委員2名が選んだ者を会長として、委員3名が参加する審理評議会を2日以内に構成しなければならない。
  - (b) 規則第a項により、定期に関連ある雇用主又は労働者の側から、委員を選ぶことができない場合、法律第19条a項に規定された者を会長とし、又は第b項及び第c項に規定された者の中から適当な者を委員として、3人の審理評議会を構成しなければならない。
23. 審議会が紛争事件を受け取った場合、
- (a) 関連のある紛争者を審理する希望する場合、審理して調査することができ、又は、審理しないで審判することができる。
  - (b) 審理する場合に必要なとき、証人を召喚し、及び紛争を審理する日を延長することができる。
  - (c) 必要がある場合、関連のある場所、官庁へ行って調査することができる。
  - (d) 紛争事件を法律により定期以内に審理して審判しなければならない。
  - (e) 紛争事件を審理した場合、又は審理しないで紛争を審判する場合、審理委員会の判断を批准、廃止、改正することができる。
  - (f) 規則第c項に従い、審判を様式(11)で審理評議会に提出しなければならない。
  - (g) 審判前に双方紛争者が和解することを提出した場合、関連のある調停委員会の前で、双方同意契約様式(4)を締結させて紛争事件を取り下げることができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

24. 審理評議会は審議会の会長、又はある委員が何かしらの原因で紛争事件を継続して審理できない場合、関連のある者を代わりに任用しなければならない。そのように任用された者は、紛争事件を初めて審理する時から任用されたものとして意識し、その紛争事件を継続して審理することができる。

## 第6章

### 審判

25. 審理評議会又は審議会が審判する際、現行労働法の規定に従って審判及び実例を引用して、雇用主と労働者が平等になるよう下記のとおり行うことができる。
- (a) 雇用主は労働者の従前の地位、又は他の適切な地位において再雇用すること。
  - (b) 再雇用するよう審判することにつき、適切な期間に損害賠償を支払うこと。
  - (c) 労働者が受け取るべき賃金を含む給付金を受け取ること。
  - (d) 審判、又は団体同意の有効期間を定めて記載すること。
26. 審判では雇用主が労働者に支払う停職による賠償金、解雇による賠償金、又は休業による賠償金と方法を記載し、その金額を審判の日から30日以内に雇用主が労働者に対して支払わなければならない。
27. 紛争当事者は、審判の内容につき不明確な事情を審理委員会又は審議会において審判する日から7日以内に、再度説明するために提出することができる。その説明は審理評議会の一部であって、審判に添付しなければならない。
28. 審理評議会は審議会が行った審判を、関連する雇用主、労働者、労働組合、雇用主組合及び国民に知らせるため適切な方法により開示しなければならない。

## 第7章

### 給付金

29. 調停委員会の前で締結した双方の同意契約、又は審理委員会若しくは審議会の審判によっても、責任者が納付しない場合、その金額を、土地税を滞納した場合と同様に徴収しなければならない。
30. (1) 雇用主は双方の同意契約、又は審理委員会若しくは審議会の審判により、納入期間終了まで納めるべき納付金が納付されていない場合、滞納の罰金として元金の20%ずつを、未納の月ごとに納入しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ならない。

- (2) 規則第(a)項により徴収した全ての金額を、関連する労働者が受けとる権利がある。
31. 規則第 30 条(a)項に基づく納付責任を有する雇用主は、現行法により、破産事件、又は清算事件で支払うべき債務において、労働者に対して支払うべき金銭を優先しなければならない。
32. 雇用主は 3 ヶ月以上納付しない場合、訴訟を提起される。但し、雇用主は自らに対して訴訟を提起すべきでないことを下記のいずれかの理由で審理評議会に提出することができる。
- (a) 雇用主が破産した旨広告したこと
  - (b) 企業清算であること
  - (c) 雇用主自身にやむを得ない事情が生じたこと
  - (d) 他の十分な理由がある事情が生じたこと
33. 審理評議会は雇用主を訴訟すべきか否かを規則第 32 条によって提出された書面を受け取った日から 15 日以内に判定しなければならない。

## 第 8 章 雑則

34. 審理中の紛争事件は、審理委員又は審議会の委員の欠員、審理委員会又は審議会の委員の選任不足を理由に回避してはならない。
35. 雇用主が事業を継続しない理由で清算する場合、労働者を理由なしに解雇する場合、これらの原因で生じた紛争に参加する労働者に雇用主が払う賠償金額を、大臣は命令通知書でその時により発行できる。
36. 紛争事件を調停、審判する際に、必要な場合、専門的な通訳者を召還して行うことができる。
37. 審理委員会又は審議会の各委員は、自らの役割を果たす前に様式 (12) に記載したとおり、宣誓しなければならない。
38. 紛争当事者及び証人は、審理委員会又は審議会において審理される前に様式 (14) に記載したとおり宣誓しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

39. 1963年貿易紛争規則及び1971年労働者の貿易紛争に関連する給付金の遅れによる賠償規則はこの法律により廃止される。

アウン キャイー

連邦大臣

労働省



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (1-a)

殿

調停委員会

\_\_\_\_\_町

日付 年 月 日

内容 調停委員の名簿を送付する

番号	氏名	身分証明書 番号	父の名前	学歴	生年月日	入社日	職業	委員とな った日	住所	署名

署名 \_\_\_\_\_  
 雇用主の名前 \_\_\_\_\_  
 工場/企業/部 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

写し受理



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(2)

殿  
調停委員会

——町

日付 年 月 日

内容 調停委員会の解決記録を送付する

番号	紛争事件 番号	要求者の氏名	要求された人の氏名	訴状する 日付	調停する日付	交渉する 内容	解決状態	注意
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

委員

(署名)  
氏名

(署名)  
氏名

(署名)  
氏名

(署名)  
氏名

署名 (調停委員会 (代表))

氏名

写し受理

工場/企業/部

住所



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (2-a)

殿

調停委員会

\_\_\_\_\_町

日付 \_\_\_\_\_年、月、日

内容 解決記録を送付する

番号	紛争事 件番号	請求者の 氏名	被請求者 の名前	申し立て日	審判する 日	交渉内容	解決状況	賛成する労働 者の氏名と署 名	注意
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

署名 \_\_\_\_\_  
 雇用主の氏名 \_\_\_\_\_  
 工場/商業/部 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

写し受理。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式（3）

申立書

（規則法 9）

殿

調停委員会

\_\_\_\_\_町

日付 年 月 日

内容 紛争を解決するよう申立書を提出する。

1. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

請求者 \_\_\_\_\_

身分証明書番号 \_\_\_\_\_

職業/地位 \_\_\_\_\_

職業の住所/連絡先 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

写し

1. \_\_\_\_\_ 区、州の審理委員会

2. \_\_\_\_\_ 被請求者



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(4)

双方同意契約書  
{規則法 11(d), 16(f), 23(g)}

—————調停委員会

1. この双方同意契約は請求者（将来は労働者と）対象者（                    ）と  
（                    ）工場/企業、被請求者（将来は雇用主と）対象者（                    ）は-----  
----年、-----月、-----日に請求者（                    ）が記述した交渉点について紛争が生  
じたので-----町、調停委員会が生じた紛争を解決できるため、双方と調停和  
解をし解決したため、上記の請求者と被請求者は下記の同意条件を定めた。

同意点

- (a) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (b) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (c) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (d) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (e) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

2. 上記の同意点により請求者と被請求者である私達は-----年、-----月、-----日に-----  
-----町調停委員会の前で、この双方同意契約に署名した。仮に、この  
双方同意契約を請求者である労働者、又は被請求者である雇用主、いずれの側から規則を破っ  
た場合、現行の法律、規定、規則、命令、指示によって、訴訟されることを承知する。

請求者

被請求者

我々の前で

秘書

会長

委員



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(5)

団体紛争 報告書

{規則法 12-b}

調停委員会

\_\_\_\_\_ 町

\_\_\_\_\_ 区/ 州

紛争事件番号 ( \_\_\_\_\_ / 20 )

殿

審理委員会

\_\_\_\_\_区/ 州

\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_ } 請求者  
住所 }  
及び }

\_\_\_\_\_ } 被請求者  
住所 }

日付 年 月 日

内容 和解できない団体紛争事件の報告書を送付する。

1. 上記の紛争を\_\_\_\_\_町、調停委員会は\_\_\_\_\_年、\_\_\_\_\_月 ( ) 日から ( ) 日まで調停しました。

2. 交渉する点は以下の通りである。

(ア) \_\_\_\_\_

(イ) \_\_\_\_\_

(ウ) \_\_\_\_\_

3. 和解になった点は以下の通りである。

(ア) \_\_\_\_\_

(イ) \_\_\_\_\_

(ウ) \_\_\_\_\_



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 和解にならない点は以下の通りである。  
(ア) \_\_\_\_\_  
(イ) \_\_\_\_\_  
(ウ) \_\_\_\_\_
5. 行動すべき点は以下の通りである。  
(ア) \_\_\_\_\_  
(イ) \_\_\_\_\_  
(ウ) \_\_\_\_\_
6. 行動すべきではない点は以下の通りである。  
(ア) \_\_\_\_\_  
(イ) \_\_\_\_\_  
(ウ) \_\_\_\_\_
7. 検討した所見は以下の通りである。  
(ア) \_\_\_\_\_  
(イ) \_\_\_\_\_  
(ウ) \_\_\_\_\_
8. 和解した案件を添付して送付する。

秘書

\_\_\_\_\_調停委員会

写し

事務所受理。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(6)

紛争解決に関する登録

{規則法 13}

番号	紛争事件 番号	請求者の名 前	被請求者 の名前	調停する 初日	和解した 点	和解でき ていない点	解決終了日	審理委員会に案 件を送付する日 付と番号
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

秘書

——— 町の調停委員会



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(7)

請求書、反論書を送付する

{規則法 15-c}

審理委員会

\_\_\_\_\_区/ 州

\_\_\_\_\_町

書類番号、

日付 年 月 日

損害を受けたため請求する者、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

被請求者、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

内容 紛争事件番号 ( /20) に関して請求書、反論書を送付する

1. 上記の名前で損害を受けた請求者／被請求者に通知するのは\_\_\_\_\_調停委員会が渡された、上記の紛争事件を審理評議会に、審理するため請求者は請求書(3)枚を秘書へ\_\_\_\_\_年、\_\_\_\_\_月、\_\_\_\_\_日( )時までに送付すること、このように送付する請求書のコピー(1)枚を、関連の請求者に前もって送付することを指示する。
2. 上記の名前で請求された者は、請求者の前もって送った請求書に関する反論書(3)枚を、秘書に\_\_\_\_\_年、\_\_\_\_\_月、\_\_\_\_\_日( )時までに送付すること。このように送付する反論書のコピー(1)枚を、損害を受けた請求者に前もって送付することを指示する。

命令通り、

秘書

1. 様 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2. 様 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(8)

審理のための召喚

{規則法 15-d}

審理委員会

\_\_\_\_\_区/州

\_\_\_\_\_町

書類番号、  
日付 年 月 日

被害を受けた請求者、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

被請求者、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

内容 紛争事件に関して審理するため召喚する。

1. 上記の名前で請求する請求者又は被請求者に通知するのは\_\_\_\_\_区、州の審理評議会が受け取った上記の紛争事件番号（ /20 ）を\_\_\_\_\_年、\_\_\_\_\_月、\_\_\_\_\_日（ ）時に\_\_\_\_\_に、初めて審理する。
2. 召喚する日に被請求者は、自身又は代わりにする代理人が、代理人証明書を提出して、この審理評議会に出廷し案件を審議しなければならない。（代理人証明書に代理を与える者の国民身分証明書番号、及び代理を与えられる者の国民身分証明書番号を記述しなければならない）
3. 召喚する日に自らが提案した反論書のため、証拠として提案する契約及び全ての書類を提出すること。
4. 召喚する日に、損害を受けた請求者の代理人は、代理人証明書と共に、紛争事件を審議しなければならない。（代理人は自らの国民身分証明書を召喚する日に持って来ること）
5. 召喚する日に、請求者の代理人は自らが更に提案する希望がある情報及びこれのため参考する書類と共に提出すること。

命令通り  
秘書

1. 様 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

2. 様\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_







本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(10)

申込書

{規則法 19}

殿

審理評議会

事務所番号(51)

ネーポドー

内容、 \_\_\_\_\_区/州の審理委員会の \_\_\_\_\_ 紛争事件に関する審判を不満として申請する

---



---



---



---



---



---



---

とともに、 \_\_\_\_\_区、州の審理委員会の審判と共に提案する参考書

(申請者)

署名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

身分証明書番号 \_\_\_\_\_

写し

1. \_\_\_\_\_区、州の政府
2. \_\_\_\_\_区、州の審理委員会
3. \_\_\_\_\_企業及び労働者法検査局







本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(12)

“ 宣誓 ”

{規則法 37}

“私は証拠とともに正確に審理し、誠実に審理し、疑惑が生じた場合、正確に理解できる限りにおいて審理する。法律に従って関連の裁判所が証言依頼をする場合のほか、いかなる理由でも、いつでも、審理委員会/審議会の委員の投票又は所見などを口外せず、また他人に理解させないよう努めることを誠実に誓う”



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(13)

“ 宣誓 ”

{規則法 38}

「私はこの紛争事件について全てのことを正確に審理する。不正な供述をしないことを誠実に誓う」

**【仮訳】** キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社,

(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon